

令和 3 年 第 4 回 さくら市 議会 定例会 提案理由説明書

説明書目次

番号	項 目 名	ページ
1	さくら市個人情報保護条例の一部改正について	P 4
2	さくら市国民健康保険条例の一部改正について	P 4
3	令和3年度さくら市一般会計補正予算（第7号）	P 5
4	令和3年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	P 6
5	令和3年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	P 7
6	令和3年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第2号）	P 7
7	令和3年度さくら市水道事業会計補正予算（第1号）	P 8
8	令和3年度さくら市下水道事業会計補正予算（第1号）	P 8
9	指定管理者の指定について（さくら市営駐車場）	P 9
10	指定管理者の指定について（さくら市社会福祉センター、さくら市氏家福祉センター及びさくら市生きがいセンター）	P 9
11	指定管理者の指定について（氏家児童センター）	P 9
12	指定管理者の指定について（南小学童保育センター）	P 10
13	指定管理者の指定について（さくら市温泉浴場）	P 10
14	指定管理者の指定について（さくら市総合交流ターミナル）	P 10
15	市道路線の認定について	P 10
16	南和田辺地に係る総合整備計画の変更について	P 11
17	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）	P 11
18	人権擁護委員候補者の推薦について	P 12
19	議案説明資料 参照法令等	P 13

番号	項 目 名	ページ
20	さくら市個人情報保護条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 15
21	さくら市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 16
22	さくら市市道認定調書	P 17

ただいま上程されました議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例 2 件、予算 6 件及びその他の議案等 10 件であります。

議案第 1 号は、さくら市個人情報保護条例の一部改正についてであります。

本案は、緊急時における市民の生命、身体又は財産を保護するに当たり、必要な情報収集を行えるようにするため、所要の改正を行うものであります。

議案第 2 号は、さくら市国民健康保険条例の一部改正についてであります。

本案は、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を変更するため、所要の改正を行うものであります。

議案第3号は、令和3年度さくら市一般会計補正予算（第7号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に4億7,756万3千円を追加し、予算の総額を201億6,539万8千円とするものであります。

歳入の主なものでは、11款地方交付税で、普通交付税4億3,434万1千円、15款国庫支出金で、生活保護費負担金7,842万8千円、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金5,479万4千円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金5,264万3千円、17款財産収入で、債券等売却益9,375万円、18款寄附金で、ふるさとづくり寄附金4,000万円を追加、19款繰入金で、減債基金繰入金3億円を減額し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものでは、2款総務費で、桜の郷づくり事業費9,267万6千円、3款民生費で、生活保護者扶助事業費1億457万3千円、4款衛生費で、新型コロナウイルスワクチン接種事業費1億743万7千円、10款教育費で、氏家公民館運営事業費6,200万円を追加し、計上いたしました。

また、職員の人事異動等の調整に伴う人件費を、該当科目にそれぞれ計上いたしました。

第 2 表繰越明許費は、消防団運営事業ほか 1 件で、年度内の事業完了が見込めないことによるものであります。

第 3 表債務負担行為の補正は、議会だより印刷製本費ほか 8 件を追加するものであります。

第 4 表地方債の補正は、氏家公民館空調改修事業債を追加、臨時財政対策債の限度額を変更するものであります。

議案第 4 号は、令和 3 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 188 万 7 千円を追加し、予算の総額を 3 億 645 万 8 千円とするものであります。

歳入では、3 款繰入金で、一般会計繰入金 188 万 7 千円を追加し計上いたしました。

歳出では、1 款土地地区画整理事業費で、職員人件費 106 万 1 千円、2 款公債費で、市債償還元金 82 万 6 千円を追加し、計上いたしました。

議案第 5 号は、令和 3 年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 588 万 9 千円を追加し、予算の総額を 4 億 6,550 万円とするものであります。

歳入では、3 款繰入金で、保険基盤安定繰入金 56 万 9 千円、4 款繰越金で、前年度繰越金 532 万円を追加し計上いたしました。

歳出では、2 款後期高齢者医療広域連合納付金で、後期高齢者医療広域連合納付金 56 万 9 千円、4 款諸支出金で、他会計繰出金 532 万円を追加し計上いたしました。

議案第 6 号は、令和 3 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 5,364 万 1 千円を追加し、予算の総額を 34 億 5,723 万 1 千円とするものであります。

歳入では、8 款繰入金で、職員給与等繰入金 679 万 2 千円、9 款繰越金で、前年度繰越金 4,684 万 9 千円を追加し計上いたしました。

歳出では、1款総務費で、職員人件費 679 万 2 千円、6 款諸支出金で、介護給付費等返還金 4,684 万 9 千円を追加し計上いたしました。

議案第 7 号は、令和 3 年度さくら市水道事業会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、予算第 2 条債務負担行為で、次亜塩素酸ナトリウム購入ほか 1 件を追加するものであります。

議案第 8 号は、令和 3 年度さくら市下水道事業会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、予算第 2 条債務負担行為で、汚水柵設置等業務委託ほか 1 件を追加するものであります。

議案第 9 号から議案第 14 号までは、指定管理者の指定についてであります。

議案第 9 号は、さくら市営駐車場の指定管理者として氏家商工会を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 10 号は、さくら市喜連川社会福祉センター、さくら市氏家福祉センター及びさくら市生きがいセンターの指定管理者として社会福祉法人さくら市社会福祉協議会を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 11 号は、さくら市氏家児童センターの指定管理者として株式会社明日葉を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 12 号は、さくら市南小学童保育センターの指定管理者として社会福祉法人養徳園を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 13 号は、さくら市温泉浴場の指定管理者として一般財団法人さくら市観光施設管理協会を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 14 号は、さくら市総合交流ターミナルの指定管理者として株式会社道の駅きつれがわを指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 15 号は、市道路線の認定についてであります。

開発行為によって設置された開発道路及び主要地方道那須烏山矢板線新道開通に伴い県より移管予定の旧道について、市道に認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 16 号は、^{みなみわだへんち}南和田辺地に係る総合整備計画の変更についてであります。

本案は、市道・農道整備に係る財源の一部に充当させる辺地債の起債に必要な総合整備計画を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項及び第 8 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

報告第 1 号は、専決処分事項の報告についてであります。

本件は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により議会の議決により指定された 100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解について、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規

定により議会に報告するものであります。

諮問第 1 号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本件は、現委員の^{たきざわ え み こ}瀧澤恵美子氏が令和 4 年 3 月 31 日をもって任期満了となるため、新たに^{こぼりとしこ}小堀俊子氏を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

（議決事件）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3)～(15) 略

2 略

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分に行うことができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

◎ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）（抄）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 略

◎**辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）（抄）**

（総合整備計画の策定等）

第 3 条 この法律によって公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

2～7 略

8 前各項の規定は、第 5 項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

◎ **人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）（抄）**

（委員の推薦及び委嘱）

第 6 条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

□ **地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項（平成 17 年 4 月 8 日議決）**

議会の権限に属する事項中地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた事項

番号	指定事項	議会名	議案番号	議決年月日
1	<u>100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関すること。</u>	平成 17 年第 1 回 さくら市議会臨 時会	議員案第 5 号	平成 17 年 4 月 8 日

さくら市個人情報保護条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市個人情報保護条例（平成17年さくら市条例第10号）

(1/1)

改 正 案	現 行
<p>(収集の制限)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれか（特定個人情報にあつては、第1号）に該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(収集の制限)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれか（特定個人情報にあつては、第1号）に該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p>

改 正 案	現 行
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>

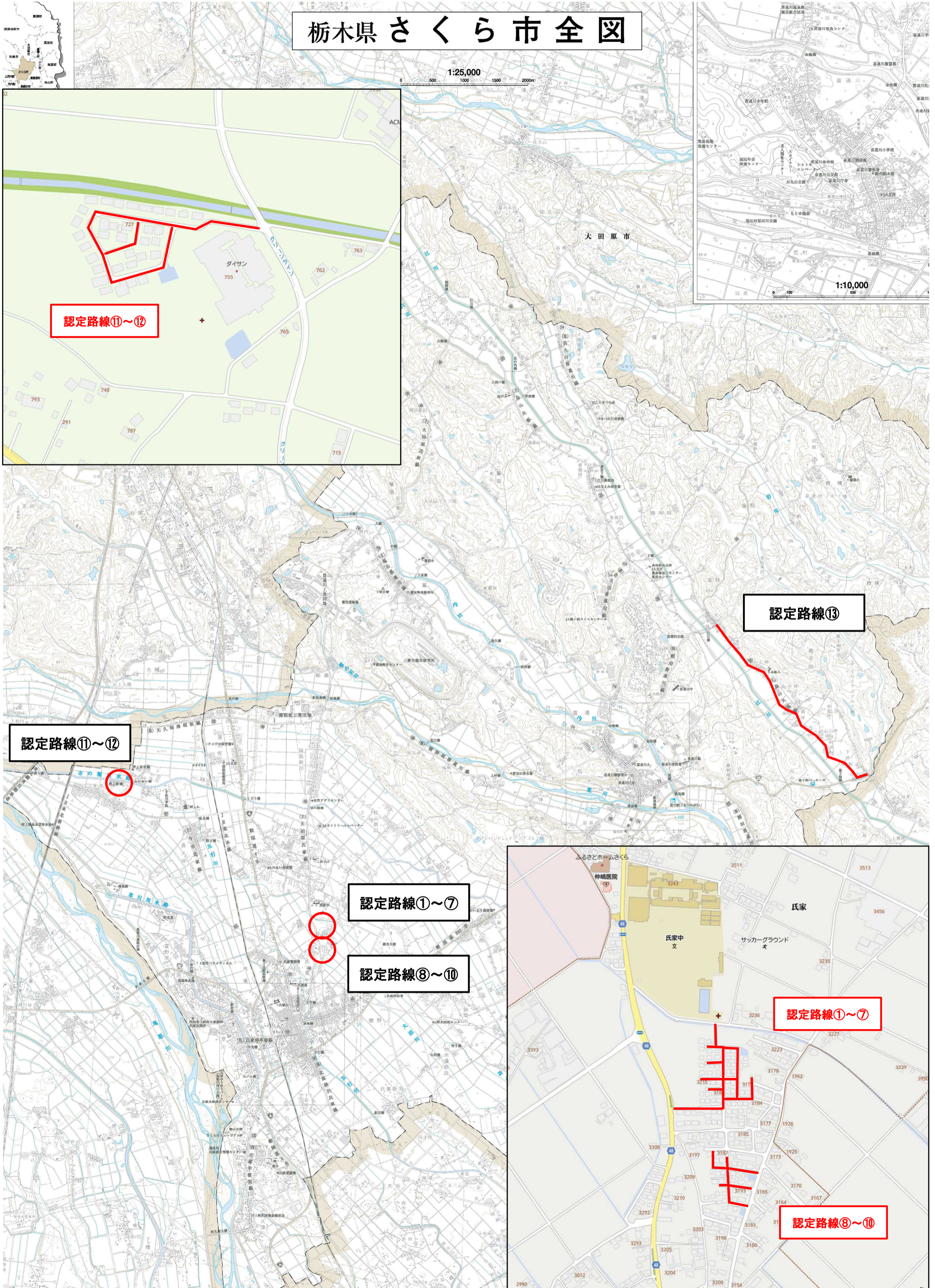
令和3年11月

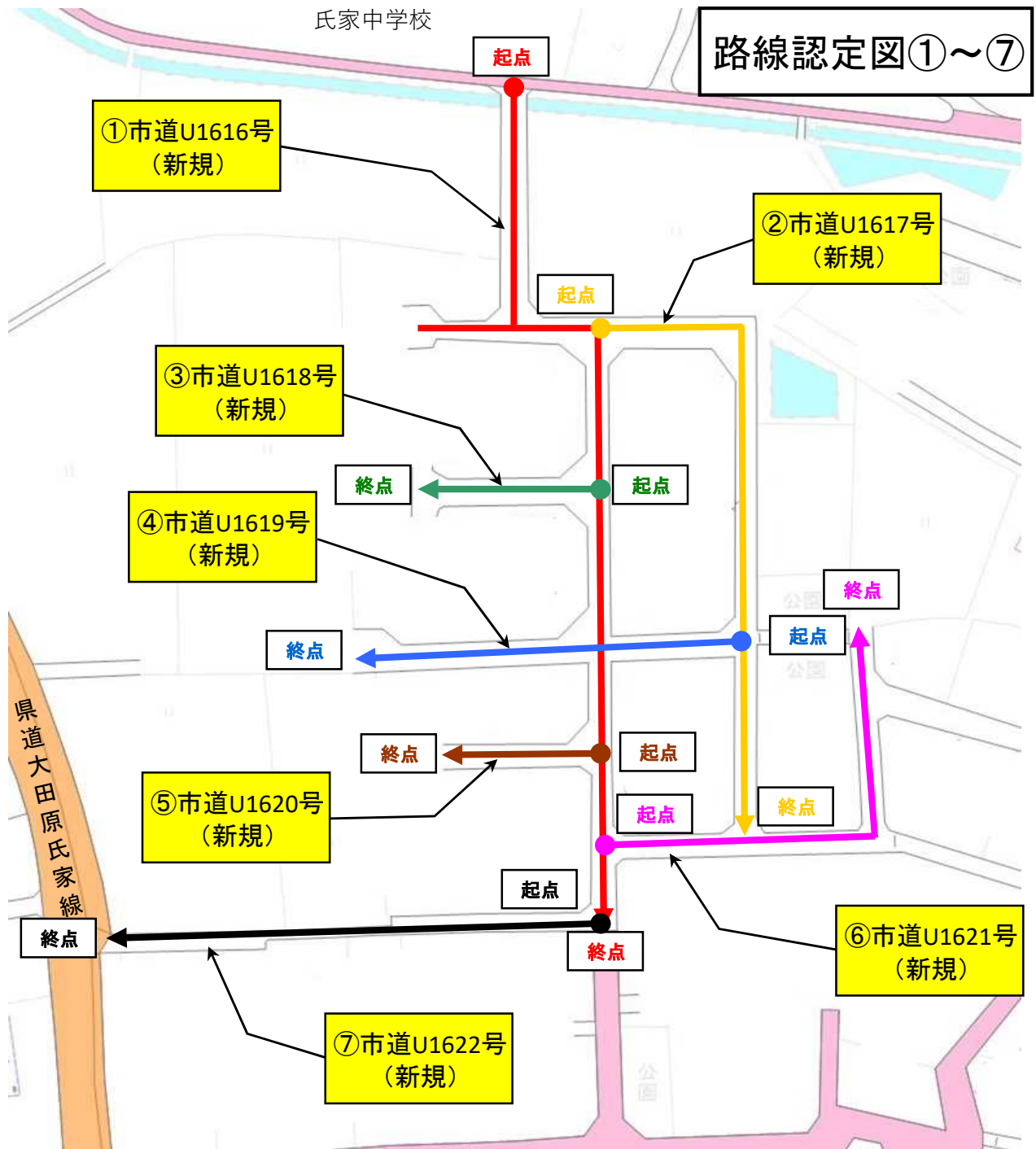
さくら市市道認定調書

さくら市

令和3年度 市道路線認定

整理番号	路線名	起 点	終 点	主要な経過地
1	市道U1616号	さくら市氏家	さくら市氏家	
2	市道U1617号	さくら市氏家	さくら市氏家	
3	市道U1618号	さくら市氏家	さくら市氏家	
4	市道U1619号	さくら市氏家	さくら市氏家	
5	市道U1620号	さくら市氏家	さくら市氏家	
6	市道U1621号	さくら市氏家	さくら市氏家	
7	市道U1622号	さくら市氏家	さくら市氏家	
8	市道U1623号	さくら市氏家	さくら市氏家	
9	市道U1624号	さくら市氏家	さくら市氏家	
10	市道U1625号	さくら市氏家	さくら市氏家	
11	市道U1626号	さくら市押上	さくら市押上	
12	市道U1627号	さくら市押上	さくら市押上	
13	市道K3307号	さくら市鹿子畑	さくら市金枝	





凡	例
①	市道U1616号
②	市道U1617号
③	市道U1618号
④	市道U1619号
⑤	市道U1620号
⑥	市道U1621号
⑦	市道U1622号

路線認定図⑧～⑩

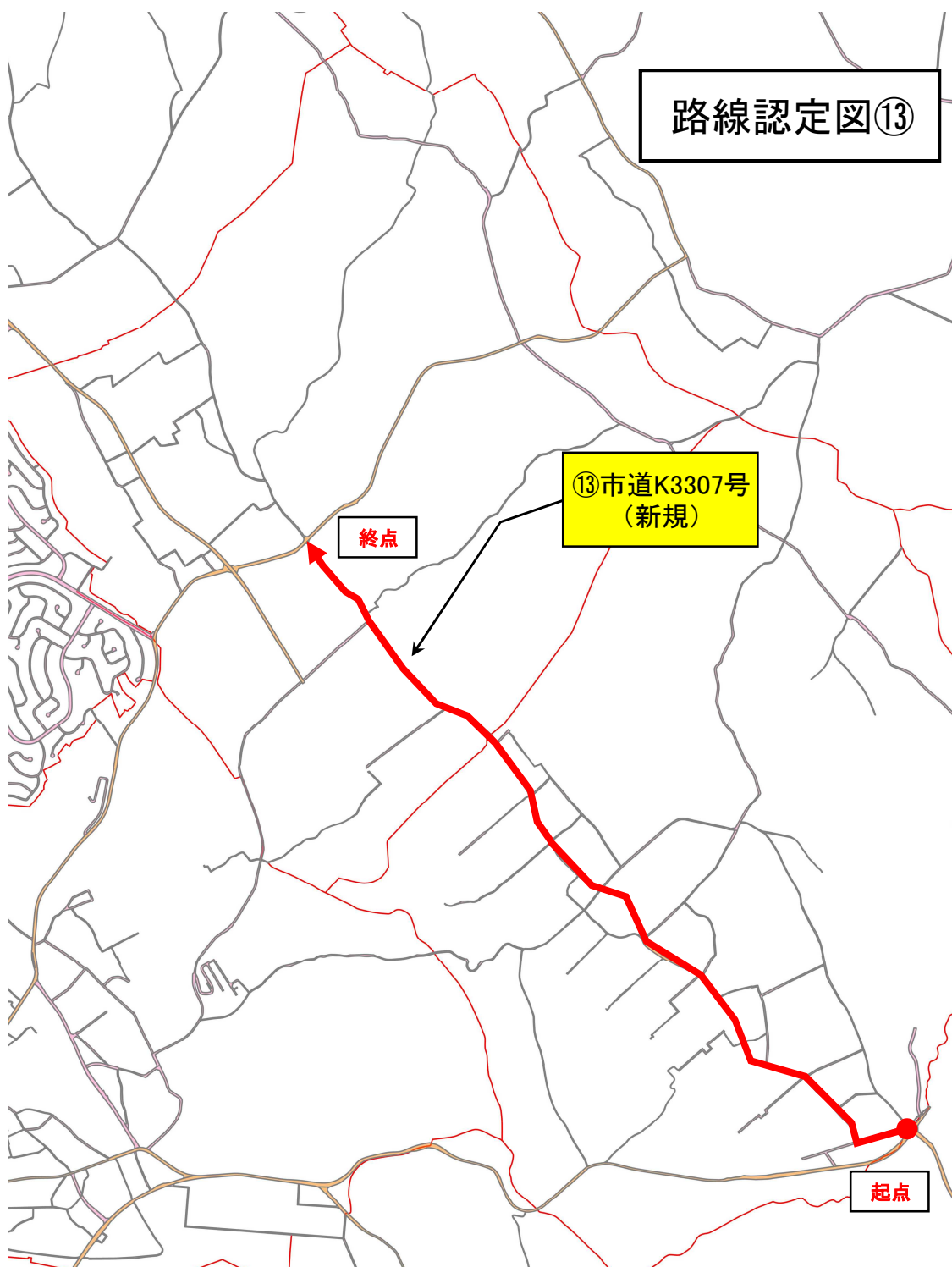


凡	例
⑧	市道U1623号
⑨	市道U1624号
⑩	市道U1625号

路線認定図⑪～⑫



凡	例	
⑪		市道U1626号
⑫		市道U1627号



⑬市道K3307号(新規)
詳細図

